

建替住宅の防音工事の助成について

当省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）などに基づき、飛行場などの防衛施設周辺において、航空機騒音による障害の著しい区域として指定した一定の区域（以下「第一種区域」）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者などが行う防音工事に対して助成（補助金の交付）を行っています。

また、第一種区域の指定の際現に所在する住宅（以下「従前の住宅」）が建て替えられた場合などであっても、一定の要件を満たす場合については防音工事の助成（補助金の交付）の対象としています。

防音工事の助成の対象となる要件や必要書類については、以下のとおりですが、詳細な内容、また、ご不明な点については、当局までお問い合わせください。

助成の対象となる要件

- 建替住宅の防音工事の助成の対象となる住宅は、以下の(1)から(5)に掲げる建替住宅であって、従前の住宅の滅失時における所有者と防音工事の実施時における所有者が同じ建替住宅又は従前の住宅の滅失時における居住者と防音工事の実施時における居住者が同じ建替住宅です。
 - (1) 老朽化に伴う建替住宅
 - (2) 地震、台風等の災害又は火災等（従前の住宅の滅失時における所有者又は当該従前の住宅に関する所有権以外の権利を有する者の責めに帰すことのできない事由に限る）による滅失又は損壊に伴う建替住宅
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の実施による移転に伴う建替住宅
 - (4) 環境整備法第5条第1項による移転（第一種区域への移転が社会生活上やむを得ないと認められるものに限る）に伴う建替住宅
 - (5) 経年の生活様式の変化に伴う建替住宅
- ただし、従前の住宅の建て替えに併せて防音工事を行う住宅を除き、従前の住宅に対する直近の防音工事（機能復旧工事を除く）完了後10年未満の建替住宅については、当該助成の対象となりません。

必要となる書類

- 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは地域の実情に精通している自治会長等が証する書面^(注)）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- 第一種区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類（具体的には、アに掲げる書類その他の従前の住宅の戸数を確認できる公的機関が発行する書類又は地域の実情に精通している自治会長等が証する書面^(注)）

^(注) 自治会長等が証する書面が提出された場合には、国の職員が当該自治会長等と面談するなどして当該書面の内容について確認させていただく場合があります。